

# 「くれっしえんど倶楽部」規約

[名称]

第1条 この会の名称は、宮崎県立芸術劇場友の会「くれっしえんど倶楽部」（以下「倶楽部」という。）とします。

[趣旨]

第2条 この規約は、倶楽部の運営について必要な事項を定めるものとします。

[会員]

第3条 会員とは、本規約を承認のうえ、公益財団法人宮崎県立芸術劇場（以下「劇場」という。）に倶楽部入会の申込みをし、劇場が入会を認めた方をいいます。  
2 会員が資格を有する期間（以下「会員期間」という。）は、入会した日から翌年同月の末日までとし、以後継続して入会する場合は、会員満了月から1年間とします。

[入会手続]

第4条 倶楽部に加入しようとする方は、劇場にくれっしえんど倶楽部入会申込みするとともに、会費を納入するものとします。  
2 会員が継続して倶楽部に入会しようとするときは、会員期間の満了日までに次期の会費を納入するものとします。

[会費]

第5条 会費は、年間 2,000 円とし、劇場が定めた方法により納入するものとします。

[会員証]

第6条 会員には、入会手続き完了時に会員証を発行します（劇場ホームページからお手続きの場合は、希望者のみ）。発行した会員証は、会員期間が満了するまで会員資格を証するものとします。  
ただし、第 12 条に定める事由により会員資格を喪失した場合は、この限りではありません。  
2 会員証は、本人のみ利用できるものとします。

[特典]

第7条 会員は、次の特典を受けられます。  
(1) チケットの割引  
劇場が主催する公演のチケット（プレイガイド除く）は、1公演につき会員お一人様2枚まで会員割引価格（1割引）となります。  
ただし、割引設定がない公演もあります。  
(2) チケットの優先販売  
劇場が主催する公演のチケット（プレイガイド除く）について、原則として一般発売日より先に購入することができます。  
ただし、先行予約枚数が予定数に達した場合は受付終了となり、先行予約をお受けできないことがあります。  
また、先行予約の販売方法については、別途劇場が定めるものとします。  
(3) 芸術文化情報の提供  
劇場広報誌「くれっしえんど」等を送付します。

[チケットの購入・予約]

第8条 会員は、劇場チケットセンター窓口においてチケットを購入又は予約しようとするときは、会員証を提示するものとします。  
2 会員は、電話によりチケットを購入又は予約しようとするときは、会員番号と氏名を申し出るものとします。  
3 会員が予約チケットの郵送を希望する場合、劇場は代金の入金を確認のうえ、会員の登録住所あてにチケットを送付するものとします。  
4 公演当日に当日券売場で販売するチケットについては、会員割引の対象とはならないものとします。

[会員証の紛失、盗難等]

第9条 会員は、会員証を紛失し、又は盗難にあったときは直ちに劇場に届け出るものとします。この場合、所定の手続きにより、会員証を再発行します。  
2 会員が紛失、盗難その他の事由により会員証を他人に利用されることにより生じた損害については、劇場はその責めを負いません。

[届出事項の変更]

第10条 会員は、申込書の記載事項に変更があった場合、直ちにその内容を劇場に届け出るものとします。  
2 会員は、前項の届け出がないために、劇場からの送付物が延着又は不到着となっても、異議を申し述べるできないものとします。

[退会]

第11条 会員の都合により退会するときは、劇場に退会の届け出をするるとともに会員証を返却するものとします。  
なお、会員期間の途中で退会する場合であっても、会費は返還しないものとします。

[会員資格の喪失]

第12条 劇場は、会員が次のいずれかに該当した場合には、会員の資格を取り消すことができるものとします。  
(1) 他人に会員証を転貸するなど会員としてふさわしくない行為があったとき。  
(2) その他、倶楽部の運営上支障があるとき。

[規約の変更]

第13条 本規約を改定した場合は、会員に通知するものとします。

[事務取扱]

第14条 倶楽部の運営に関する事務の取扱いは、劇場が行うものとします。

[その他]

第15条 この規約に定めるもののほか高校生会員取扱、その他倶楽部の運営に関し必要な事項は、劇場が別に定めるものとします。